

新しい意匠に係る 意匠権の権利行使に関する検討課題

大阪大学大学院法学研究科 准教授 青木 大也

要 約

令和元年意匠法改正によって3つの新しい意匠（建築物の意匠，内装の意匠，画像の意匠）の登録が認められるようになり，これらの登録数についても，引き続き増加している状況である。しかし，新しい意匠に係る意匠権の権利行使の場面に関する議論は十分ではなく，本稿はその権利行使における留意点を探究するものである。

具体的には，各々の新しい意匠の実施概念と侵害時における類否判断について，従来の物品の意匠と異なる点に注目して検討を加えた。また，更に視認性や消尽といった事項についても，物品の意匠との違いを意識しつつ可能な限りで検討を加えた。

目 次

1. はじめに
2. 物品の意匠に係る意匠権侵害
3. 建築物の意匠に係る意匠権侵害
 3. 1. はじめに
 3. 2. 建築物の意匠の実施
 - (1) 建築物の建築と設計行為
 - (2) 建築物の使用
 - (3) 建築物の譲渡等
 - (4) 実施の主体
 3. 3. 建築物の意匠の類似—侵害の場面
 - (1) 土地との関係
 - (2) 内部構造の違い
 3. 4. その他の点
 - (1) 消尽の問題
 - (2) 権利行使の可否
4. 内装の意匠に係る意匠権侵害
 4. 1. はじめに
 4. 2. 内装の意匠の「実施」
 4. 3. 内装の意匠の類似—侵害の場面
 - (1) 要部認定
 - (2) 既存の間取りの影響
 4. 4. その他の点
5. 画像の意匠に係る意匠権侵害
 5. 1. はじめに
 5. 2. 画像の意匠の実施
 - (1) 画像記録媒体等に係る実施
 - (2) 画像に係る実施
 5. 3. 画像の意匠の類似—侵害の場面

- (1) 画像を表示する機能を有するプログラム等の影響
- (2) 画像記録媒体等の影響
- (3) 複数の画像が記録されている場合

5. 4. その他の点

- (1) 視認性との関係
- (2) 消尽の問題

6. おわりに

1. はじめに

令和元年意匠法改正によって新たに建築物の意匠（意匠法2条1項。以下意匠法の条文については法律名を省略する）、内装の意匠（8条の2）、画像の意匠（2条1項。以下便宜のため、これら3点をまとめて新しい意匠と呼ぶ）の登録が認められるようになり、これらの登録数についても、引き続き増加している状況である⁽¹⁾。もっとも、現在に至るまで司法判断が下されたことはないようである。

ところで、新しい意匠の審査・登録をめぐる⁽²⁾は、意匠審査基準が存在しており⁽²⁾、その良し悪しも含めてある程度検討の指針となっているのに対して、権利行使の場面については、実際の登録例を待つ必要もあり、相対的に議論の蓄積が遅れざるを得ない状況であるように見受けられる⁽³⁾。意匠権の権利行使にあつては、抽象的には、原告の意匠権の保有、被告の意匠の業としての実施、そして原告・被告の意匠同士の間の一・類似（以下まとめて類似と言及することがある）が要求されるものと思われるが⁽⁴⁾、新しい意匠においてこれらをどのように運用していくのか、ひとまずの確認をしておくことが、新しい意匠に係る意匠権者にとつても、また意匠権を行使され得る立場にある第三者にとつても重要であろう。

以上のような状況を踏まえ、また「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」をテーマとする研究部会での研究であることにも鑑み、本稿は、新しい意匠に係る意匠権のエンフォースメントの一場面である民事の権利行使に焦点を当てて、従来の物品の意匠における議論との関係にも留意しつつ、権利行使の場面において問題となる事項を検討しようとするものである。

2. 物品の意匠に係る意匠権侵害

まず、従来の物品の意匠に係る権利行使において、どのようなことが要件となっていたかを確認する。

物品の意匠に係る意匠権の権利行使にあつては、原告意匠権者の意匠権の保有のほか、被告被疑侵害者による業としての意匠の実施が求められる（23条）。物品の意匠については、令和元年改正の前後では変わらず、令和3年改正を踏まえて、現在では「意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為」が実施の対象とされている（2条2項1号）。

また意匠の類似（23条・24条）については、争いあるも、[可撓伸縮ホース]最判⁽⁵⁾における「意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出

(1) https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyuu_kaisei_2019/shutsugan-jokyo.pdf（2022/3/15 最終閲覧。以下全ての URL につき同様）

(2) 意匠審査基準第IV部 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html（以下意匠審査基準については同 URL を参照）。

(3) 令和元年意匠法改正をめぐる論考は既に多数公表されているが、本稿の問題意識との関係で重要な先行研究として、「特集：空間デザインの法的保護」高林龍＝三村量一＝上野達弘編『年報知的財産法 2019-2020』（日本評論社、2019）34頁、寒河江孝允＝峯唯夫＝金井重彦編著『新版意匠法コンメンタール』（勁草書房、2022）、中川隆太郎「空間デザイン」茶園成樹＝上野達弘編『デザイン保護法』（勁草書房、2022）123頁、麻生典「画像デザイン」同書171頁、横山久芳「グラフィック・デザイン」同書203頁等が挙げられる。

(4) 竹田稔＝川田篤『知的財産権訴訟要論（意匠編）』（発明推進協会、2020）311頁参照。

(5) 最判昭和49年3月19日民集28巻2号308頁[可撓伸縮ホース]

願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない」との判示に見受けられるように、物品の類似と意匠の類似の2つが要求されるものと解されている⁽⁶⁾。また、権利行使の場面における意匠の類似の判断にあたっては、いわゆる要部に注目する立場が有力であり、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う(意匠法24条2項)ものとされており、意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である」⁽⁷⁾とするのが実務的な立場と整理される⁽⁸⁾。そしてこれは審査段階における類否判断と比較して、概ね同様のものと整理されている⁽⁹⁾。

ここで比較の対象とされる被疑侵害意匠については、取引対象性のあるものとされており、被疑侵害意匠の一部との対比は、(部分意匠である場合は別として)別途利用関係の成否という形で検討されることになる⁽¹⁰⁾。加えて、取引対象性との関係で、取引対象性のない中間加工品については意匠権侵害が成立しないとする裁判例がある⁽¹¹⁾。

また、外部から視認⁽¹²⁾することのできない意匠については、意匠法の保護の対象に含まれないこととされており⁽¹³⁾、究極的に、問題の被疑侵害意匠全体が外部から全く視認することができない場合には、意匠権侵害が否定されることになる^{(14),(15)}。

3. 建築物の意匠に係る意匠権侵害

3.1. はじめに

建築物の意匠については、保護対象性を除いては物品の意匠と大きな違いはないものと思われるが⁽¹⁶⁾、

-
- (6) 近時の言及例として、例えば、東京地判令和2年11月30日平成30年(ワ)26166号[組立家屋]、審決取消訴訟に係るものであるが、知財高判令和4年1月12日令和3年(行ケ)10067号[インジェクターカートリッジ]。
- (7) 知財高判平成23年3月28日平成22年(ネ)10014号[マンホール蓋用受枠]参照。なお近時の知財高判令和4年3月24日令和3年(ネ)10075号[ヘアキャッチャー]は、「類否の判断は、登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分(意匠の要部)を把握し、この部分を中心に、両意匠の構成を全体的に観察・対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断する」と述べる。
- (8) 茶園成樹編『意匠法』(有斐閣、第2版、2020)102頁[茶園]。
- (9) 茶園編・前掲注8)102頁[茶園]、横山・前掲注3)206頁参照。
- (10) 東京地判平成16年10月29日平成16年(ワ)17501号[ラップフィルム摘み具]。この点については、茶園編・前掲注8)235頁[茶園]も参照。
- (11) 東京地判昭和52年2月16日無体集9巻1号43頁[車輪用ナット]。茶園編・前掲注8)235頁注3[茶園]は、「侵害判断の対象とならない」と指摘する。
- (12) 視認の意味については、審決取消訴訟の事案であるが、知財高判平成18年3月31日判時1929号84頁[コネクター接続端子]も参照。この点をして、満田重昭=松尾和子編『注解意匠法』(青林書院、2010)121-122頁[斎藤瞭二]では、意匠の要件としての視覚性と侵害の場面における視認性とに分けて検討される。
- (13) 東京高判平成15年6月30日平成15年(ネ)1119号[減速機]、大阪地判平成20年9月11日平成19年(ワ)1411号[超音波スピンドル]。審決取消訴訟に関する事案であるが、知財高判平成20年1月31日平成18年(行ケ)10388号[発光ダイオード付き商品陳列台]も参照。なお、そのタイミングの問題について、寒河江ほか編著・前掲注3)126頁[五味飛鳥]参照。
- (14) 知財高判平成17年8月30日平成17年(ネ)10016号[プリント配線板用コネクタ]。部品の意匠に関し、その全体が外部から視認できない場合にはそもそも実施がされていないと整理する茶園編・前掲注8)239頁も参照。
- (15) このような議論に疑問を呈するものとして、寒河江ほか編著・前掲注3)122-125頁[五味]、満田=松尾編・前掲注12)128頁[斎藤]も参照。
- (16) 令和元年改正前につき、田村善之『知的財産法』(有斐閣、第5版、2010)363頁参照。なお、前掲注6)東京地判令和2年11月30日[組立家屋]も参照。

以下に見る通り、建築物であるがゆえに起こりやすい（あるいは物品の意匠については想定しにくい）問題が見受けられるように思われる。

3.2. 建築物の意匠の実施

建築物の意匠の実施については、物品の意匠とほぼ同様の規定となっている（2条2項2号）。その違いについては、「建築物の意匠については、「製造」に代わる概念として「建築」と規定し、また、不動産の輸出入は想定されないことから、輸出及び輸入を規定しないこととした」とされている⁽¹⁷⁾。

(1) 建築物の建築と設計行為

ここで、建築物の意匠に係る建築はあくまで物品の意匠に係る製造に代わるものとして、建築物の物理的な建築そのものを指すものとされており、その前段階となる設計行為は、実施概念に含まれていないと解される⁽¹⁸⁾。このこと自体は物品の意匠においても同様に生じるものであるが、特に、建築物の意匠に関連する業界においては、設計・施工等が分業となっているケースもあり得るため、より問題が顕在化しやすいということが言えるだろう。

この点、間接侵害（38条1項4号・5号）による規制の余地が考えられるものの、CADによる設計においては「プログラム等」に該当するかという疑問が既に指摘されており⁽¹⁹⁾、また仮に「プログラム等」に該当するとしても、CADファイルが「画像（を表示する機能を有するプログラム等）」に該当すると整理されることがあれば⁽²⁰⁾、建築物の意匠の間接侵害の規制対象からは除かれており（37条2項参照）⁽²¹⁾、この点でもハードルがあることになる。

したがって、設計行為そのものを対象とした規制は困難なものと推察される（もちろん、設計者と建設等の実施者とが共同で行動している等の事情があれば別である）⁽²²⁾。これは同時に、実施に係る要件を有する先使用权（29条）等の適用の可否をめぐっても問題になり得ることから、こちらの面でも留意する必要がある⁽²³⁾。

(2) 建築物の使用

また、物品の意匠の場合と異なり、建築物の意匠に係る使用については、大規模商業施設の一テナントのように、建築物のごく一部のスペースのみを使用している者も侵害主体とされかねないことを懸念し、「類似施設の全体あるいは主要な部分全体の利用はしていないことなどを理由に、建築物の意匠権侵害主体性を否定すべき」との指摘が既になされている⁽²⁴⁾。この立場はおそらくテナントにも建築物の意匠全体の使用

(17) 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明推進協会、第21版、2020）。

(18) 寒河江ほか編著・前掲注3）135頁〔谷口登〕では、このような結論について疑問が呈されている。

(19) 寒河江ほか編著・前掲注3）136頁〔谷口〕。

(20) この点、意匠法における「画像」の定義は存在していない（この点については、寒河江ほか編著・前掲注3）89頁〔峯唯夫〕も参照）。間接侵害品としての「画像」は操作画像や表示画像である必要がなく（2条1項カッコ書き）、かつプログラム等とは別のものとしての「画像」となると、（例えばアイコン用の、しかしまだアイコンとしての用途・機能が与えられていない）画像データ（画像表示ソフトに読み込まれることで画像が表示される）が「画像」と評価されることも解釈上否定されないようにも思われ、それとCADファイル（CADソフトに読み込まれることで画像が表示される）との区別がどのようにされるのかが懸念される場所である。本文及び次注にて言及するように、条文上間接侵害品から「画像」を除外する立て付けになっているため、この点が影響してくることになる。

(21) この問題をめぐっては、青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題（2）」知的財産法政策学研究60巻（2021）181-182頁、藤本一「意匠法における間接侵害の規制対象」パテント75巻3号（2022）81-82頁参照。

(22) 寒河江ほか編著・前掲注3）136頁〔谷口〕も参照。

(23) 青木博通「改正意匠法の特徴と実務における影響・留意点」IPジャーナル13号（2020）14頁では、「建築物の図面についてタイムスタンプをもらい」先使用权の主張をすると説明されているが、これは「準備」としての整理と推察される。

(24) 中川・前掲注3）141頁。あるいはそのような一画を譲渡・貸与した場合にも同様の問題が生じることも想定されよう。

を認めつつ、侵害主体性を否定するという趣旨と思われる⁽²⁵⁾。この点については、そもそも当該テナントが使用しているのは内部構造たる当該店舗の意匠のみであって、登録された建築物の意匠（と同一又は類似の意匠）を使用しているとは言えない（あるいは非類似の意匠に係る建築物を使用しているにすぎない）と整理することもできるように思われる⁽²⁶⁾。いずれにせよ、上記のように客観的な利用の程度を基準とすると、理論的には、例えば登録意匠と同一又は類似のビルについて、フロアやスペースごとに分譲されて、全体の運営者が存在しないまま、各テナントが各々のスペースを使用する場合には、全ての主体について侵害主体性ないし使用（実施）そのものが否定される結果となり、意匠権者に若干不利にも思われるものの、実際問題として、運営者や、少なくとも損害賠償請求の相手方として当初の建築した者を認定できるケースが多いであろうし⁽²⁷⁾、もちろんテナント間での共同関係が認められれば全体の実施について責任を問えると考えられることからすると、このような処理も許容され得るように思われる。

(3) 建築物の譲渡等

建築物の意匠に係る譲渡をめぐっては、売建住宅のように、未だ現実の建築物が完成していない中でその譲渡の申出が行われることもある。建築物にあっては物品と異なり一般に高額であり、かつ建築に時間がかかることから、実物を設けることがより難しいということになるが、このような場合であっても、譲渡の申出を認めてよいとする指摘がある⁽²⁸⁾。

また、取引対象性が問題となっている状況と思われるが、分譲販売のように、被疑侵害者が土地と建築物を一つのものとして譲渡等することが考えられる。もっとも、土地は意匠ではないことからすると、被疑侵害者の実施対象は建築物の意匠であり、登録意匠と比較されるのも、その建築物の意匠ということになると思われる⁽²⁹⁾。

(4) 実施の主体

ところで、建築物の意匠においては、その実施をめぐって関与する（独立した）主体が多いと考えられることから、実施の主体に関しても議論が生じやすいように思われる。この点をめぐっては、先に触れた設計と施工の関係や、あるいは注文住宅のように（業としてではない）個人の指示を受けて行われる業者の建築が、業としての実施と言えるのか⁽³⁰⁾、といった指摘がなされている。もっとも、多くの問題は物品の意匠であっても同様に問題となり得たものであり、かつ特許法における議論もある程度参考になろう⁽³¹⁾。

(25) それゆえ、別途、中川・前掲注3) 141頁注54では、仮に建築物の外観の形状等のみを登録した意匠が問題となった場合で、かつテナントが被疑侵害建築物の内部構造のみ使用している場合にあっては、「テナントは外観そのものを業として使用していない（ため、侵害主体ではない）」として、実施を否定する余地が指摘されているものと推察される。

(26) 完成品意匠から部品を取り外してその部品を使用する場合と大きく変わらないように思われる。もっとも、建築物の意匠の場合、取り外せるものでもない上、抽象的には、同時に建築物全体としての使用自体を認めることも可能である点で悩ましいものがある。

(27) そのため、当該建築物の運営者に意匠権侵害が成立するならば、その使用を停止せざるを得ず、結果として当該テナントも使用を継続できない場合もあり得るであろう。

(28) 寒河江ほか編著・前掲注3) 139-140頁〔谷口〕。特許法における物の発明について、横山久芳『「実施」概念の検討を通してみる『譲渡の申出』概念の意義』牧野利秋先生傘寿記念『知的財産権 法理と提言』（青林書院、2013）198頁も参照。

(29) 前掲注6) 東京地判令和2年11月30日〔組立家屋〕も参照。

(30) 西村雅子「意匠法による空間デザインの保護に関する一考察」日本知財学会誌17巻2号（2020）13頁参照。

(31) ただし、特許法における裁判実務では方法の発明に関する事例が多いように思われ（大阪地判昭和36年5月4日判タ119号41頁〔スチロビーズ〕、東京地判平成13年9月20日判時1764号112頁〔電着画像〕等）、また物の発明について問題となった東京地判平成19年12月14日平成16年（ワ）25576号〔眼鏡レンズの供給システム〕も、複数主体による実施が想定されていた発明であった事例であるなど、留意が必要であろう。

3.3. 建築物の意匠の類似—侵害の場面

建築物の意匠の類似については、既に意匠審査基準において意匠の認定を含め検討がなされており⁽³²⁾、先述の通り、意匠権侵害訴訟にあっては要部を中心とした判断が行われるが、審査段階の類否判断と実際は概ね同様と考えられている。

(1) 土地との関係

侵害の場面について特に検討が必要となる点としては、まず土地との関係が挙げられる。すなわち、(実際上の頻度や程度はさておき)建築物の意匠特有の事情として、土地の状況に規律された形状等となる場合があり得るということである。この点、登録意匠の側には(工業上の利用可能性を満たす限り)このような制限はないものと思われるが、被疑侵害意匠にあっては実際に建築される(あるいはそのおそれのある)ものであるため、土地の状況に規律されることがあると言える。このような場合に意匠権侵害を肯定してしまうと、被疑侵害者としては侵害について回避不可能な事態を招来しかねないことになり、若干ためらわれるところもある。意匠権侵害を否定するような考慮、例えば土地によって規律された形状等については、たとえその形状等が共通したとしても、意匠の類似において評価しないといった処理も考えられるが、あるいはより穏当な対応として、(有償の)法定実施権といったものも考えられようか。

(2) 内部構造の違い

また、建築物の意匠には、既に述べているように、その外観のほか、人が立ち入る類いの建築物にあってはその内部構造もその意匠に含まれ得る。この点、建築物の外観のみが意匠登録されている場合に、被疑侵害者が自己の建築物の内部構造の特徴を主張して意匠権侵害を否定できるかが問題となり得るが、この点は建築物の外観のみの部分意匠としての登録があったものと整理することで、内部構造の如何を問わず意匠権の行使が可能と整理されることになろう⁽³³⁾。

3.4. その他の点

(1) 消尽の問題

なお、建築物はその寿命が長いことから、物品の意匠に係る意匠権の場合と比較して、建築物の意匠に係る意匠権については、修繕等が問題となる場面が増えるものと思われる⁽³⁴⁾。この点については、物品の意匠におけるのと同様に、基本的に特許法における総合考慮型の消尽等の議論⁽³⁵⁾に倣えばよいと考えられるが、リノベーションに見られるように、必ずしも元通りの意匠に修繕することだけでなく、壁面の塗り替えや構造物の追加等、当初の意匠と類似の範囲のものに変えることも行われると予想される。もちろん、例えば経年劣化により同一の意匠から類似の意匠へと変わっていく場合を考えれば、意匠権の行使を否定すべき場面があることは言うまでもないが、意匠権者等が複数の類似する意匠をバリエーションのようにして別個に建築・販売しているような場合において、譲受人が当初譲り受けた建築物について、別のバリエーションの意匠にリノベーションして使用してよいかといった問題は、現実には生じ得ると考えられる。おそらくこう

(32) 意匠審査基準第Ⅳ部第2章参照。

(33) 部分意匠に係る意匠権侵害については、青木大也「部分意匠に係る意匠権の侵害について」パテント68巻9号(2015)63頁参照。

(34) 寒河江ほか編著・前掲注3)137頁[谷口]では、修繕の場合は「建築」に該当しないとしつつ、「模様替」については、「建築」に該当し得るとされる。

(35) 最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁[インクタンク最高裁]、及び関連する学説を参照。(消尽否定ないし傍論ながら)意匠権についても消尽の原則が及ぶと言及するものとして、東京地決平成12年6月6日判時1712号175頁[カメラ]、知財高判令和元年8月28日平成31年(ネ)10023号[イヤーマッド]参照。意匠法に関する学説上の議論として、茶園編・前掲注8)251-254頁[村上画里]等参照。

いった事情は、(その必要性等、対応する被疑侵害者側の事情も含めて) 総合考慮の要素となるように思われるが、特許法では必ずしも直接導かれぬ問題であるように思われる。さらに関連意匠が絡む場合についても検討が必要となろう。

(2) 権利行使の可否

また、特に差止・廃棄等請求権に係る権利行使の可否との関係で、権利行使を認めることで実現される利益と悪影響とを対比すると、却ってバランスを失する結果となる場合があり得ることも既に指摘されている⁽³⁶⁾。物品の意匠の場合と比較して、相対的にではあるものの、そして業として実施された場合に限られるものの、特に建築物の実施形態が人々の居住や営業等に関わり、それに対する権利行使が大きな影響をもたらし得ることに留意する必要があるだろう。一般的に意匠権者の側に問題があるとも言い難く、仮にその点で権利濫用の構成⁽³⁷⁾に難点があると評価されるならば、あるべきは被疑侵害者側の事情を汲めるような法定実施権の整備等であろうか。

4. 内装の意匠に係る意匠権侵害

4.1. はじめに

内装の意匠については、条文の立て付けからすると、組物の意匠(8条)と同じように、複数の物品等の意匠をまとめて一意匠として出願することができる制度と整理されているように見受けられる⁽³⁸⁾。もっとも、組物の意匠における裁判実務がない上、加えて以下に見るように、従来の組物の意匠に係る議論がそのまま応用できるものでもないことが指摘できる。

4.2. 内装の意匠の「実施」

内装の意匠をめぐっては、そもそも何を行うとその意匠権侵害となるかが問題となる。先述のように、組物の意匠の並びに規定された関係もあり、物品の意匠等のように、実施に関する規定が用意されていないためである。

この点、令和元年改正前の組物の意匠についても、実施に関する規定は用意されていなかった。したがって、条文からは、何を行えば組物の意匠に係る意匠権侵害が成立するのかが明らかではなかったことになる。もっとも、令和元年改正前の組物の意匠は、全て物品の意匠によって構成されていたことから、物品の意匠に関する実施を前提に⁽³⁹⁾、組物の意匠としての特殊性、すなわち組物全体で一つの意匠として審査・登録されていることに留意して解釈を行うことで足る状況であったと言える。そのため、例えば被疑侵害意匠において全ての構成物品を同時に譲渡する必要があるかといった論点が提起され⁽⁴⁰⁾、そこでは各構成物品のセットの譲渡が当該組物の意匠の実施に該当することを前提に、構成物品の入れ替えの是非や、譲渡を同時に行う必要があるかといった組物の意匠特有の問題として議論されてきたものと思われる。

(36) 中川・前掲注3) 167-169頁。

(37) 「質疑応答」日本工業所有権法学会年報43号(2020)152-153頁[横山久芳、青木大也、麻生典各発言]、中川・前掲注3) 169頁等参照。

(38) 2条に規定を置くべきであったとする指摘として、前掲注3)「特集：空間デザインの法的保護」54-55頁[峯唯夫発言、茶園成樹発言]、峯唯夫「改正意匠法と残された課題」パテント73巻11号(2020)25頁も参照。7条・8条との関係も含め、青木大也「一意匠一出願の原則と組物の意匠に係る一考察」特許研究72号(2021)38頁も参照。本稿は、改正法の立場とおぼしき一意匠を厳格に見た場合の整理を行っているが、この点が今後も維持される必然性は必ずしもないことは、前掲「一意匠一出願の原則と組物の意匠に係る一考察」にて言及したところである。

(39) 満田=松尾編・前掲注12) 247頁[吉田親司]では、「組物の意匠を構成する半数以上の物品について第三者による無断での実施があった場合には組物の意匠権の侵害の可能性が生じる」と言及されている。半数を基準とすることには疑問があるが、ここではその前提として、組物の意匠の「実施」は物品の意匠に係る実施が想定されているように見受けられる。

(40) 田村・前掲注16) 384-385頁参照。

しかし、内装の意匠は、物品の意匠に限らず、建築物の意匠や画像の意匠との組合せ、またその配置もその内容とし得る（そしてこのうち組合せについては、令和元年改正後の組物の意匠にあっても同様である）。そのため、従来前提とされたような、構成要素全てが同じ実施形態であるとは限らないこととなった⁽⁴¹⁾。したがって、何が内装の意匠に係る（意匠権侵害となる）実施なのかを明らかにしておく必要がある⁽⁴²⁾。

この点、いずれの構成要素にあっても、その使用が実施の態様であることは2条2項の条文上明らかである。そのため、内装の意匠の構成要素が揃って以降の実際の使用は、内装の意匠に係る実施に当てはまることになろう。もっとも、内装の意匠の権利者として想定される内装業者等にとって、内装の意匠の使用者は取引先であることが多いと思われ、むしろ権利行使の相手方としては、その前段階の、内装を用意する同じ内装業者を選ぶということになるであろう。内装業者が行うのは内装の施工等であるところ⁽⁴³⁾、それは一から各什器や建築物を製造・建築した上で配置する場合もあれば、既存の建築物に既存の什器を持ち込み、既存の画像を電気通信回線を通じて表示することもあるだろう。これらを包含するような実施形態を想定しなければならないが、一方で意匠法の規定にない侵害行為を認めることも（特に罪刑法定主義の観点からも）適切ではないように思われる。あり得る考え方としては、全ての構成要素について何らかの実施が認められたタイミングから、内装の意匠の実施を認めるということになるのではないだろうか⁽⁴⁴⁾。例えば、既存の建築物に既存の什器を持ち込み、既存の画像を電気通信回線を通じて表示する場合にあっては、施工によりいずれについてもその「使用」が認められるとして、その実施を認め、これにより内装の意匠の実施が認められ、内装の意匠に係る意匠権者としては、その（予防的請求も含む）差止請求を行うことができるようになる、といった趣旨である⁽⁴⁵⁾。

なお、上記の議論は、内装全体として登録を受けた内装の意匠に係る意匠権侵害を成立させる実施態様について述べたものであり、例えば内装の構成要素である什器の譲渡のみ等によっては、内装の意匠に係る意匠権侵害が成立しないことは言うまでもなく、間接侵害の成立余地が残るのみである⁽⁴⁶⁾。

4.3. 内装の意匠の類似—侵害の場面

内装の意匠の類似については、建築物の意匠と同様に、既に意匠審査基準において意匠の認定を含め検討がなされている⁽⁴⁷⁾。

(41) もちろん、例えば電車の車両の内装等、事実上従来の物品（の組合せ）として扱っても差し支えなく、本稿の問題意識の当てはまらないケースも存在する。

(42) 寒河江ほか編著・前掲注3) 134頁〔谷口〕では、内装のうち「店舗、事務所のその他の施設」が建築物に該当する場合には、その実施概念は建築物の意匠の規定が適用されると解釈されている。これにより、同138頁では、「意匠に係る建築物の『内装』全体を作る行為は、建築物の内装の『建築』に該当する」、「店舗やオフィスの内装デザインの場合、家具、什器等のレイアウト変更だけでも建築物の内装全体を新たに『建築』したとして、意匠権の直接侵害行為に該当する、と判断される場合もありうるだろう」と整理される。内装の意匠（の一部）を建築物の意匠に近づけることで、本文の見解同様、明文の実施規定の根拠を示すことができるのは好ましく、内装の一体的取扱いが可能である点も魅力的であるものの、所有権の扱いが関わる譲渡等も取り込んでしまうならば、却って処理が難しくなるようにも思われる（もっとも、寒河江ほか編著・前掲注3) 71-73頁〔谷口〕に見られるように、そもそも建築物の構成要素に独立した物品等も含み得るとする解釈が前提にあるならば、おのずと「建築」等の概念もかなり柔軟なものと整理されるものと考えられる）。

(43) 前掲注3)「特集：空間デザインの法的保護」56頁〔茶園成樹発言〕では、「内装の意匠を納入」すること、「その内装に係る物品等を製造等したこと」が意匠権侵害と捉えられている。

(44) 寒河江ほか編著・前掲注3) 137-138頁〔谷口〕は、建築物を含む組物の意匠について、同様の指摘をされる。

(45) なお、一度適法に使用していた内装をそのまま居抜きで次の者に使用させる（法的には、例えば建築物の新規貸与と什器の譲渡といった整理があり得よう）場合に、消尽の成否も問題となり得る。本文の立場から見た場合、理論的には全ての構成要素の譲渡（画像の意匠にあっては画像記録媒体等の譲渡—後述）が伴わない限り消尽は成立しないということになろうが、上述の視点からすると、（構成要素についてはともかく）他の意匠との対比や現実的な内装の取扱いとの関係で、消尽の成立範囲がそれでよいのかという懸念はある。黙示の許諾等を広く認めていくといった次善策も考えられようか。

(46) 例えば、小谷悦司＝小松陽一郎＝伊原友己編『意匠・デザインの法律相談Ⅰ』（青林書院、2021）490頁〔青木大也〕。

(47) 意匠審査基準第Ⅳ部第4章参照。

(1) 要部認定

内装の意匠に係る意匠権侵害にあつては、その要部の認定が注目される。この点については、一般論としては既に述べた通りの物品の意匠に関するものが当てはまるであろうが、実際に要部となるべき箇所については、その登録要件である「内装全体として統一的美感を起こさせる」に関する解釈との関係で⁽⁴⁸⁾、「内装全体として統一的美感を起こさせる」部分においてこれを探究すべきとする立場と、それに囚われないとする立場が想定される⁽⁴⁹⁾。

ほか、一部構成物品等の差替えの可否等があつても類似性が肯定される場合があることは、審査の場面と同様であろう⁽⁵⁰⁾。

(2) 既存の間取りの影響

また内装の意匠においても、建築物の意匠と同様、間取りによって規律される被疑侵害意匠も想定し得る。この点については、そのような間取りから用意したのではない限りは、建築物の意匠と土地との関係と同様の議論が考えられよう。

4.4. その他の点

上記のほか、内装の意匠に関しては、私企業のオフィス等を例に、権利行使の証拠収集等における困難性が指摘され⁽⁵¹⁾、また権利侵害回避の容易性⁽⁵²⁾も指摘されている。いずれも物品の意匠にあつても生じ得たことではあるが、実態として内装の意匠にあつてはより典型的に生じやすいという趣旨であろう。手続的な手当てが必要か議論となり得るが、相手方への実際上の影響や、理屈の上では、相手方の意匠も簡単に模倣され得るものであることにも留意する必要があるであろう。

5. 画像の意匠に係る意匠権侵害

5.1. はじめに

画像の意匠については、従来の画像を含む物品の意匠とは異なり、物品性を欠く意匠として新たに保護対象に加えられている。そのため、他の新しい意匠以上に、物品の意匠における議論が当てはまりにくい側面があるように思われる。

5.2. 画像の意匠の実施

画像の意匠の実施については、改正の趣旨として、以下の言及がある。すなわち「画像の作成や譲渡は、実質的には当該画像を表示するためのプログラムの作成や譲渡に当たることから、『画像を表示する機能を有するプログラム等』が画像に含まれる旨規定した。また、画像そのものが対象となる行為と、画像を記録した記録媒体や内蔵する機器（画像記録媒体等）が対象となる行為とがあることから、これらをイ、ロに分けて規定することとした。具体的には、イで規定する画像の意匠の実施行為については、『製造』に代わる概念として『作成』と規定した上、ネットワークを通じた画像の提供行為が実施に含まれるよう『電気通信回線を通じた提供』を規定した。また、ロで規定する画像の意匠の実施行為については、その譲渡、貸渡し、

(48) 厳格に統一的なデザインが要求されるとする立場として、田村善之「画像デザインと空間デザインが意匠登録の対象となることの影響」ビジネスロージャーナル 2019年10月号19頁、通常の意匠と同じような扱いで足るとする立場として、前掲注3)「特集：空間デザインの法的保護」44-45頁[茶園成樹発言]、中庸的な立場として前掲注37)「質疑応答」147頁[麻生典発言]参照。

(49) もっとも、結論に大きな影響は生じないかもしれない。

(50) 麻生典「意匠法改正—デザイン保護の拡大」法学教室 469号(2019)68頁、青木大也「空間デザインの保護—建築物の意匠と内装の意匠に関する若干の検討」日本工業所有権法学会年報 43号(2020)90頁。

(51) 中川・前掲注3)158頁。

(52) 前掲注3)「特集：空間デザインの法的保護」56頁[松尾和子発言]、中川・前掲注3)158頁。

輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出を規定している」⁽⁵³⁾。そしてこのような理解は、「現行意匠法の物品意匠の実施行為や、特許法のプログラム等の発明に係る実施行為を参考に規定」⁽⁵⁴⁾したものと評価される。

(1) 画像記録媒体等に係る実施

ここで、まず改正前の状況と比較しやすい画像記録媒体等に係る実施についてみると、画像そのものに係る実施とは異なり、その製造行為が規定されていない。令和元年改正前の画像を含む物品の意匠に関して、そのような物品の製造が意匠権侵害となっていたことに鑑みると⁽⁵⁵⁾、改正後の画像記録媒体等の製造が実施に該当しないというのはバランスを失うように思われる。これは、明確な説明は見当たらないものの、画像を記録媒体等に記録する行為が、画像の記録媒体等における「作成」と整理されたためと考えられる。これは後述するように、画像の作成は画像の複製等も含む広いものと解釈されているように思われる。

次に、画像記録媒体等の使用行為も実施に含まれていないことが見受けられる。こちらについても明確な説明はなされていないものの、画像の「使用」がこれに代わるものと整理されるように思われる。これは同時に、たとえ画像記録媒体等の使用行為であっても、手動操作や他の機能の使用等、問題となる画像が使用されていない場合には、意匠権侵害とはならないことも指摘できるだろう⁽⁵⁶⁾。

(2) 画像に係る実施⁽⁵⁷⁾

続いて画像自体に係る実施についてみると、まず製造に代わる概念として「作成」が実施に該当するとされている。先に見たように記録媒体等への記録も「作成」に該当すると解されるどころ、例えばウェブ上の画像（やその表示プログラム）のクライアントにおけるキャッシュ等も、一時的とはいえ「作成」に該当するとも考えられる。この点、画像を含む物品の意匠が問題となっていた改正前の状況においては、物品の製造に関してではあるがこれを否定する趣旨の記述が見受けられた⁽⁵⁸⁾。令和元年改正後は物品性を失っているためそのままでは当てはまらないものの、情報処理の過程で不可避免的に生じる上、継続的に表示、使用されるものではないことからすると、「作成」があったと評価しないことも一考に値するように思われる⁽⁵⁹⁾。

次に、画像の使用も実施に該当するとされている。この点、令和元年改正前の議論では、「エンドユーザーへの配慮から使用を実施行為から除くことが考えられる」⁽⁶⁰⁾との言及もあったところであるが、令和元年改

(53) 特許庁編・前掲17) 1220頁。

(54) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（平成31年）3頁。https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/isyou_seido_190215_minaoshi/01.pdf

(55) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」（平成28年）別紙2「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」5頁
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/h28houkokusho/01.pdf

(56) むしろここでは、令和元年改正前の、そして現在でも利用可能な、物品等の部分に画像を含む意匠の実施に関連して、仮に画像が表示されていない状態でも、当該物品等を使用すれば、通常の物品等の意匠と同じように意匠権侵害となるのかという問題が想起される（前掲注55）「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」6頁では、特に画像の表示に関する留保が見られないが、その趣旨ははっきりしない。仮にそうだとすると、改正によって可能となった画像の意匠の保護は、この限りで改正前から可能であった方法と比較して減退したということになってしまう。しかし、おそらく物品等の部分に画像を含む意匠の実施に関して、典型的な画像の特質として表示の有無が選べることから、あくまでその画像が表示され、その意匠が享受される限りにおいて使用を認めるという解釈が適切であるように思われる。

(57) この点については、青木大也「画像の意匠の保護対象・保護範囲に関する覚書」令和3年度特許庁日共同研究報告書（近刊）も参照。本稿は、そこでの議論を画像記録媒体等に係る実施との関係も整理した上で提示するものである。

(58) 前掲注55）「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」7頁。

(59) もっとも、別途クライアントが「使用」すれば、そこで実施が問題となり得る。

(60) 産業構造審議会知的財産分科会「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成26年）24頁。https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/h26houkokusho/houkoku.pdf

正ではこの考え方をとらず、特許法におけるプログラム発明等と同様、画像の「使用」を規制対象として定めている。また、先述のように画像とプログラム等、いずれかの使用があれば足ると解される。この関係で、例えばサーバー上で主なプログラムが動き、クライアント側には画像を送るだけのシステムであっても、クライアントは画像を使用していると評価できることになろう（サーバー側も、単に管理しているのでなければ⁽⁶¹⁾、電気通信回線を通じた提供を行っているとして整理され得る）。また、プログラムの面では、サーバーとクライアントにあるプログラムが協働して画像を表示していると考えられる場面も多いと思われるため、このような場合にどのようにプログラムに関する実施を肯定するのかといった課題も生じることになる。ソフトウェア発明（プログラム発明）における議論もにらんだ検討が必要になろう。

5.3. 画像の意匠の類似一侵害の場面

他の新しい意匠と同様、画像の意匠の類否判断についても、意匠審査基準においてある程度詳細な検討がされている⁽⁶²⁾。

(1) 画像を表示する機能を有するプログラム等の影響

その上で、意匠権侵害の場面で問題となり得る事項として、まず被疑侵害意匠に係る画像を表示する機能を有するプログラム等が類否判断に影響を与えるのかという点がある。

この点、保護されている対象はあくまで画像であり、その実施行為・規制行為としてプログラム等が持ち出されているだけである（条文上もプログラム等が関係する条文は限られ、類否判断の基準となる24条とは関係がない）。したがって、プログラム等自体は、画像の意匠の類否判断には原則として影響を与えないということになろう。また、たまたま被疑侵害者のプログラム等と、意匠権者の実施品のプログラム等とが類似していても、表示される画像が異なれば侵害は否定されることになる。

ただし、画像の用途・機能の認定において影響を与える可能性はある。

(2) 画像記録媒体等の影響

次に、被疑侵害意匠に係る画像記録媒体等が類否判断に何らかの影響を与えるのかという点が問題となる。

ここで、そもそもの比較対象について、物品の意匠におけるのと同様に、物理的な取引対象性を基準とすると、被疑侵害者が取引しているのは画像記録媒体等であるから、これを特定して比較対象とする（その上で別途画像の利用関係の成否を問う）ことが考えられる⁽⁶³⁾。もっとも、（帰結に大きな差異はないと推察されるものの）取引対象性は、被疑侵害者における実施対象や比較対象の明確化のために言及されていたように思われるところ⁽⁶⁴⁾、画像の意匠にあっては、画像記録媒体等がどのような種類のものであれ、そこに特定の用途・機能と結びついた画像が記録されてさえいれば、その譲渡等を規制するものであり、また類型的に画像記録媒体等と画像は明確に区別できるであろうから、被疑侵害者の実施対象の特定との関係ではともかく、類否判断との関係では、取引対象性にこだわる必要性は小さいように思われる。そのため、比較対象となる特定の用途・機能と結びついた画像を認定できるならば、それを直接対比すれば足りるように思われ

(61) 前掲注54)「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」4頁。

(62) 意匠審査基準第IV部第1章。

(63) 横山・前掲注3) 207頁では、茶園編・前掲注8) 236-237頁[茶園]を参照しつつ、登録された画像の意匠と、被疑侵害意匠である画像を物品等の一部に含む意匠を比較し、多くの場合物品等の用途・機能が非類似であるものの、利用関係により意匠権侵害が成立すると指摘される。

(64) 裁判実務と利用関係に係る整理を異にするとと思われるが、茶園編・前掲注8) 235頁[茶園]を参照。

る⁽⁶⁵⁾(複数の画像が記録されている場合等、この点に疑義があるケースについては後述)。

その上で、画像同士の対比において、画像記録媒体等が類否判断に影響を与えるかという問題については、画像と機器との関係に関する議論が影響を与えるものと思われるが、類否判断を画像の用途・機能の共通性と画像の意匠(形状等)の類否で検討する立場⁽⁶⁶⁾にあつては、プログラム等に関する議論と同様、あくまで画像の用途・機能の認定に係る限りで影響を与えるにすぎないこととなると思われる。

(3) 複数の画像が記録されている場合

続いて、被疑侵害者の画像記録媒体等やプログラム等が複数の画像や用途・機能を有している場合に、どのように類否判断を行うかが問題となる。先述の通り、最終的には特定の用途・機能と結びついた画像との対比を行う必要があるので、被疑侵害者の画像について、用途・機能別に整理した上で対比することになるであろう。特定の用途・機能との関係で複数の画像が利用されている場合等にあつては、画像毎により細かく整理するか、あるいは(変化する画像の一部に取り込まれている場合等は)利用関係に基づく侵害も視野に入るであろう。

5.4. その他の点

(1) 視認性との関係

画像の意匠については、特に視認性が問題となる場面が多いように思われる。使用時はともかく、流通時には画像が表示されないこともあり得るためである。

この点、意匠権侵害の成立には当該意匠が視認されることが必要であると解されてきたところ、画像の意匠にあつては、例えばその画像記録媒体等について、画像が表示されないまま譲渡されることもあり得るように思われる。しかしこの場合に画像の意匠に係る実施がないとして侵害を否定することは予定されていないと思われる。もともと保護対象となる画像として、表示画像や操作画像、つまり機器を実際に使用した際に表示される画像が想定されていることや、視認性が想定されないプログラム等に係る実施も規定されていることから、この点はそのように考えるのが素直であろう。実質的にも、最終的な使用時に視認できるのであれば、これを肯定してよいという理解が可能であるように思われる⁽⁶⁷⁾。

なお、ここでの視認性は肉眼による視認を原則的な要件としていると思われるが⁽⁶⁸⁾、これについても、

(65) なお、侵害訴訟に関連する一場面として、(比較対象如何にかかわらず)画像と画像記録媒体等(に含まれる一部物品等)との間で、利用関係(26条)が成立すると整理すると、裁定実施権が生じる余地が存在することになる(33条。以下は、部分意匠に関して議論した青木大也「部分意匠と全体意匠—その関係について」平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書178頁も参照)。先願が画像の意匠で、後願がその画像と同一または類似の画像を物品等の一部に含む意匠である場合に(なお逆の場合は3条の2で後願画像の意匠は拒絶されることになる)、現在の運用、すなわち、画像の意匠と物品の意匠は例外的な場合を除いて非類似とする運用(意匠審査基準第IV部第1章6.2.2.1)にあつては、①後願物品の意匠に当該画像の意匠に係る部分以外の特徴がない場合(当該画像の位置も含めてありふれた冷蔵庫)と、②それ以外の特徴がある場合(特徴的なデザインの冷蔵庫)があり得る。そして、前者に裁定実施権を認めることは、典型的に、何らの貢献もない者に先願意匠権に係る実施権を与えるようなものであつて、認めるべきではないと思われる(なお、先願画像の意匠が公開されていれば、このような後願は3条2項によって拒絶されるであろうから、実際に問題となるのは先後願関係(9条)が問題となった場合であろう)。たとえ理論的に利用関係と整理されるとしても、さしあたり、33条5項による処理が考えられようか。一方、後者については、画像以外の他の特徴ある意匠も世の中に供給させる意義がある以上、部分意匠と全体意匠の場合において裁定実施の余地を認める(利用関係を認める)のと同様に(青木・前掲「部分意匠と全体意匠—その関係について」184-185頁)、これを認めるのが一つの考え方となろう(この場合も、問題がある場合には、33条5項による処理が期待され得る)。なお、(創設規定と解した場合の)旧2条2項を失った物品等の部分に画像を含む意匠が意味を持つのは、①(特に特定の外国出願へつなぐための)出願のフォームとなるケースと、②画像と物品の形状等が一体となって美感を生み出すケースが主ではないかと思われる。この点を含め、青木・前掲注57)「画像の意匠の保護対象・保護範囲に関する覚書」も参照。

(66) 例えば、意匠審査基準第IV部第1章6.2.2参照。

(67) 物品の意匠に関するものであるが、寒河江ほか編著・前掲注3)126頁[五味]も参照。

(68) 前掲注12)知財高判平成18年3月31日[コネクター接続端子]参照。

画像の特性として、大きさを自由に換えられるものにあつては、たまたま肉眼で視認できない状態であるからといって類否判断から除外すべきものではないということになる。

もっとも、実際に一貫して画像が視認されない場合において、画像の意匠に係る意匠権侵害を肯定することはためられる。意匠法の趣旨につきどのような立場に立ったとしても、意匠の価値を享受しているとは言いがたいように思われるためである。例えば、解析のため、登録された画像意匠であるウェブサイトの表示プログラムを複製する場合や、AIプログラミングの学習用データのため、登録された画像意匠の表示プログラムを収集する場合等、特にプログラム等に係る実施が問題となる例が想定されよう⁽⁶⁹⁾。

(2) 消尽の問題

画像の意匠に関する実施のうち、画像記録媒体等に関しては、物品の意匠と区別するだけの理由が想定されないように思われるため、物品の意匠において認められる限り、その適法な第一譲渡によって画像の意匠の権利について消尽が成立すると考えられる。このことは、令和元年改正前から認められている画像を含む物品の意匠とも、所有され、譲渡可能な媒体を伴っている点で共通することと思われる。

他方、媒体を伴わない画像そのものの提供によっては、少なくとも従来想定されていた消尽は成立しないものと思われる⁽⁷⁰⁾。

6. おわりに

以上、簡単にではあるが、新しい意匠に係る意匠権の権利行使をめぐって問題となりそうな点について検討を加えた。考えるべき点はこれに尽きるものではないと思われるが、新しい意匠について意匠権を取得すべきかの検討の一助になれば幸いである。

※本研究は、JSPS 科研費 20K01422 の助成を受けたものである。

(69) 著作権法においては 30 条の 4 の適否が問題となるような場面であろう。島並良 = 上野達弘 = 横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、第 3 版、2021）187-190 頁 [島並良] 参照。

(70) この点では、いわゆるデジタル消尽に関する著作権法の議論が見られるが、意匠法の検討にあつては、特許法におけるソフトウェア発明との関係も含めて議論する必要があるだろう。